

会議名	もと西淡路小学校跡地活用事業者募集に関する地元説明会
日 時	令和8年3月28日（土） 10時から11時10分まで
場 所	東淀川区役所出張所 3階会議室
出席者 (順不同)	【地域（15名）】 本小学校跡地にゆかりのある地域のみなさま 【もと西淡路小学校跡地検討会議委員2名】 【東淀川区役所（9名）】 犬塚副区長 保健福祉課 子育て・教育グループ（大谷課長） 保健福祉課 保健福祉グループ（小谷課長代理） 地域課 安全まちづくりグループ（大橋課長） 企画調整グループ（中野課長） 地域グループ（堀田課長・福田課長代理・富康係長・安田係員）
議事要旨 (概要)	1 開会 2 副区長あいさつ もと西淡路小学校跡地活用に関しては、西淡路・淡路地域の代表の方にご参加いただき、これまで議論を重ねていただいた。 令和6年8月から11月にかけて、マーケット・サウンディングを実施してきた。 このような経過を踏まえ、事業者公募を実施する運びとなり、公募内容の説明をする場を設けさせていただくこととなった。 3 もと西淡路小学校跡地活用事業者の募集について マーケット・サウンディングの実施結果について説明。また、もと西淡路小学校跡地活用事業者の募集内容について説明。 （参考資料「もと西淡路小学校跡地活用にかかるマーケット・サウンディング（市場調査）結果」について） ・マーケット・サウンディングの実施について、令和6年2月の地元説明会でのご意見のうち一部を実施要領に反映している。 （マーケット・サウンディングの実施要領について） ・「防災の内容について、バリアフリーの建物であることを入れてほしい」、「高齢者や障がい者、子どもなども使いやすいようなものにしてほしい」、「もと西淡路小学校の避難所などになぜエアコンをつけない」、「積極的に求める条件で地域の要望に沿った提案にしてくれた民間事業者について加点するように検討してほしい」といった意見をいただいております、マーケット・サウンディングの実施要領に反映している。 ・「必須条件、積極的に求める条件もすべて前提条件にしてほしい」というご意見に関しては、前提条件が多くなると、事業者の参加が難しくなるおそれがあるた

め実施要領へ反映していない。

- ・マーケット・サウンディングの実施結果は、1社と対話を実施し、貸付期間や賃料に関してのご意見をいただいた。いただいた意見の中には、応募条件の変更が必要となるものはなかった。

(資料3ページ)

- ・もと西淡路小学校跡地活用にかかる活用事業者募集公募型プロポーザル(二段階審査方式)について、借地借家法(平成3年法律第90号)第23条第1項に基づく事業用定期借地権設定契約による土地貸付、もと西淡路小学校(屋体棟)を土地貸付相手方に対して随意契約による売却を実施するものとして、事業者を公募するもの。
- ・もと西淡路小学校は児童数の減少により、学校配置の適正化に基づく西淡路小学校と淡路小学校の統廃合に伴い、平成28年4月に廃校となった。西淡路・淡路地域は新大阪エリアに隣接しており、交通の便が非常に良好で、阪急淡路駅周辺の連続立体交差事業による鉄道の高架化などの交通インフラの整備に伴い、さらなる発展と賑わいが期待されている。
- ・一方で、西淡路地域においては、災害時避難所として指定している施設が、もと西淡路小学校以外になく、近隣に条件の合致する施設がない状況である。また、災害発生時の防災拠点として、同校を防災拠点として活動を確保し続けることが重要であると考えている。また、廃校後も住民同士のつながりの強化や地域全体の活力を高めるため、幅広い世代を対象にした交流イベントの開催など、地域コミュニティ形成のための活動拠点として重要な役割を果たしている。
- ・このような背景から、平成31年に同校跡地の今後の活用方策を検討するため、もと西淡路小学校跡地検討会議を設置した。検討会議において、活発な議論を重ね、地域防災拠点及び地域コミュニティ形成に資する活動拠点として活用を望む声が多く、屋体棟を除く校舎等の解体撤去を行った後、新たに建設される施設の一部に地域防災拠点等を備えることを条件とした、民間事業者への土地貸付を行うことにより、活用することとした。
- ・本プロポーザルは、応募事業者において地域防災拠点機能の確保だけでなく、民間事業者の自由な発想とノウハウにより、地域住民との連携が図られるとともに、地域防災・地域コミュニティのさらなる発展につながる提案を期待している。

(資料5ページ)

- ・貸付対象地・売却対象物件及び解体撤去条件の土地貸付概要及び建物売却概要を記載している。

(資料6ページ)

- ・(参考)明細図の下に解体撤去条件付き建物等(屋体棟を除く)ということで、本件土地には現存の校舎等が存置している。これらの建物は老朽化が著しいこ

とから、活用事業者が本件土地を整備する前に、本件土地敷地内すべての建物等について、解体撤去工事を実施していただく。また、今の講堂ではなく、旧講堂の基礎部分、杭等についても埋設物撤去工事を実施していただく。建物（屋体棟等）売却については耐用年数が残っており、後ほど資料 8 ページで説明する土地利用計画条件に記載の各条件を満たす活用可能な建物であることから、活用事業者に対して現状有姿で売却する。

（資料 7 ページ）

- ・なお、建物売却後に活用事業者においていわゆる講堂（屋体棟）を解体して、新たに屋体棟を建設することを妨げるものではない。
- ・次の表に各校舎等の面積を記載しているので、またご一読いただきたい。

（資料 8 ページ～11 ページ）

- ・もと西淡路小学校跡地の土地利用計画条件について記載している。本件で求める地域防災拠点の機能等の整備以外にも、地域貢献に資する自由な提案を広く求めるものとしている。地域防災拠点として、災害発生時には開放していただく。災害時避難所は容易にたどり着けるように動線を確保するとともに、高齢者や障がい者などの受け入れにも対応したバリアフリーな状態で 1,345 人収容としている。さらに、避難生活の環境を良好に保つため、電気、ガス、水道を確保することとし、トイレや空調機を設置して避難所生活の環境確保を図る。平常時は事業用スペースとして利用することが可能であるが、災害時や地域防災訓練などの地域全体のコミュニティ形成に資する活動スペースとして開放可能な状態とし、地域の防災訓練や防災会議、防災学習会などにおける定期的な利用を想定している。また、当災害避難所は建物利用者および従業員等の避難場所とは別に確保することとし、既存の校舎等は解体撤去を条件としているため、これを満たす新たな施設などが必要となっている。
- ・大規模型地震時などの一時的または緊急的に避難する一時避難所として 2,200 人収容としている。一時避難所の場所については屋外に確保していただく。また、災害時や地域の防災訓練、防災会議や防災学習会などの定期的な利用の際は、速やかに開放可能な状態としていただく。
- ・水害時一時避難所は、河川氾濫などの水害から一時的または緊急避難する施設として、1,000 人収容としている。施設については、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物で浸水想定を上回る高さの屋内または屋上に設置していただく。さらに、既存の校舎等は解体撤去を条件としているので、これを満たす新たな建物が必要となる。また、避難所の運営事務所について、屋内に 30 人程度のスタッフの利用に必要なスペース及び作業スペースの確保をしていただく。さらに、災害時救助用備蓄物資保管スペースいわゆる備蓄倉庫については、浸水想定を考慮して屋内に確保をしていただく。当該保管スペースについては活用事業者の利用は不可とし、備蓄物資の確認のため大阪市の職員が立ち入る。備蓄物資については本市の負担において購入し、配備する。

- ・選挙実施時に求めるものについて、西淡路投票区の投票所として機能しており、周辺に代替施設がないことから引き続き投票所として維持する必要がある。投票所設営にあたって必要なスペースの確保や高齢者や障がい者、車いす利用者に配慮したレイアウトが必要となる。そのため、施設の１階部分についてバリアフリー対応となるような計画にさせていただく。また、選挙当日の夜間に撤収作業が可能であることとしている。
- ・資料 11 ページは主な防災拠点機能・投票所機能の詳細を表にしており、必要な面積等について記載している。

(資料 12、13 ページ)

- ・地域貢献に資する提案について、現在も地域コミュニティ形成を目的として、季節ごとの行事や交流イベントが開催されているため、これらのコミュニティ活動の活動場所の提供を任意提案として積極的に求めている。新たな地域コミュニティ活動について令和４年度に実施した地域住民等へのアンケートを参考に、可能な範囲で提案をしていただき、現行のコミュニティ活動については同校を活用して行われてきた各活動を踏まえ、その維持や発展につながるソフト面、ハード面の両方から貢献できる内容を可能な範囲で提案させていただく。

(資料 14～17 ページ)

- ・契約上の特約等について記載している。土地の貸付条件について記載しており、契約の種別は事業用定期借地権設定契約、貸付期間は令和８年１２月１日から令和５８年１０月３１日としている。本件土地及び建物等の取扱いについて、本件土地は現状有姿のまま引き渡しを行う。また、同報系防災行政無線設備（防災用スピーカー）について、大阪市（危機管理室）が所管し、本市の費用負担と責任において補修点検及び修繕を行う。活用事業者による校舎等の解体撤去については、防災用スピーカーのほか、放送用アンプや無線機器についてすべて取り外していただき、保管、再設置等が必要であるとしている。
- 活用事業者が本件土地で実施する事業に起因する交通渋滞や路上駐車車両が発生しないように、駐車場を整備するなどの対策を講じていただく。

(資料 18～22 ページ)

- ・活用上の制約について記載している。地域住民の生活環境への配慮や安全確保をしていただく。また、禁止事項として①居住の用途、②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団またはその他反社会団体の利用、④政治的用途や宗教的用途、⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動のための用途を禁止している。また、運営開始前に地域説明会を開催し、活用内容について説明をしていただく。続いて、費用負担等について、災害時避難所として開設する期間は、災害発生の日から７日間を基本として開設する。また、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合、大阪市と活用事業者により協議・決定

する。

- ・活用事業者の決定方法について、応募事業者が提示した計画提案の内容を外部の有識者等で構成する選定会議で審査のうえ、土地利用計画条件に適合する事業計画を選定して、選定された事業計画を提案した応募事業者を対象に価格提案審査を実施し、予定貸付料以上で最も高い価格提案を行った者を活用事業者として決定する。

(資料 23～40 ページ)

- ・応募にかかわる詳細やスケジュールについて記載しています。事業スケジュールについて、応募登録は令和 8 年 3 月 25 日から令和 8 年 8 月 24 日までとしている。現地見学会は令和 8 年 5 月 11 日から令和 8 年 5 月 15 日、応募事業者からの質問受付期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 7 月 7 日までとしている。申込受付期間は令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 24 日で、提案内容の審査は令和 8 年 9 月 1 日に計画提案審査(選定会議)を開催し、令和 8 年 9 月 25 日に価格提案審査を受けて活用事業者を決定する。土地部分については事業用定期借地権設定契約の締結を令和 8 年 11 月 17 日頃までに行い、契約期間の開始を令和 8 年 12 月 1 日としている。

4 地域課長挨拶

年度末の差し迫った忙しい時期に、多数の地域の皆様方にご参加いただき、感謝を申し上げる。西淡路小学校は大変歴史のある学校で、平成 28 年に統合されるまでに、12,832 名の卒業生の方がおられて、本日お集まりの皆さま方にも多くおられるかと推察するが、大変思い出深い学校と存ずる。閉校後も地域防災拠点、学校体育施設開放事業や生涯学習ルーム事業の活動の場として利用いただいた愛着のある場所と認識している。一方、西淡路・淡路地域は阪急の連続立体交差事業やリニア中央新幹線の整備などを控え、これからの発展が楽しみな地域である。新大阪駅東口ですが、約 1600 人が入るライブハウスもできるということで、楽しみのある地域と考えている。今回の跡地活用は西淡路・淡路地域の潜在性を活かしつつ、地域の皆様が長年暮らし愛着ある場所を「安全で安心して暮らせるまち」として、地域の皆様と一緒に作り上げたいという思いでこれまで進んできたと考えている。令和 7 年度当初の公募を目指してきたが、アスベスト調査が事前調査に加え、分析調査が必要になるなど、公募のための作業に時間を要し、何とか年度内に公募することができ、地域の方々とこの日を迎えられたことを大変嬉しく思います。募集要項では活用事業者に対しても防災活動をはじめ、密接な地域との連携を求めているので、地域の皆様も引き続き我々とともにこの地域の発展にご尽力賜りたい。

5 質疑応答

(地) → 地域出席者

(区) → 区役所

(地) この中に1つも外国人の土地売買に関する規制に関するコメントがないが、この4月から国会でも土地利用について制限をしようとしている。

賃料がたった月300万、広い土地で。10年以内に、北陸新幹線が入ってくるわ、リニア新幹線が入ってくるわ、こちらの値段が何倍、商業地として考えたらこの金額で開始したら、非常に心配である。この地域では居住者の多様化が進んでいるが、その辺の事をこれから考慮してもらわないといけないのではないか。年内に早く決めるようなことは良くないことだと思う。国が規制を決めてからやればいいんじゃないかと、思うがどうか。

(区) ご指摘いただいた300万円程度の賃料ということであるが、この土地の賃料については、外部の不動産鑑定士に鑑定を委ねている。

今回この活用にあたっては、校舎の方がかなり古いということで活用ができないので、事業者の責任において、事業者の費用において、撤去、解体して頂くという前提になっている。また、地下にある埋設物等も撤去頂くということも前提になっている。それを踏まえた上での土地の賃料の算定ということになっているので、ご指摘いただいたように、安いというイメージを受けるかもしれないが、事業全体を見た時には、決して安すぎるというものではないと考えている。

(地) 1万㎡で300万円。この辺のマンションで考えると、70㎡ぐらいで大体10万円程超える。70㎡で10万円超えるような土地で300万円は安すぎないか。

10年経ったら本当に北陸新幹線が通ってくるであろうし、リニア新幹線も通って来たら土地値段もものすごいあがってくる、それを考慮して計算しているか。今の現行でいくらだからでは絶対合わない。まして今物価上がっているのに。たった一年で30%ぐらい土地の値段が違う。一体どういう風に想定してるのか。キチッとやっておかないと困る。安すぎる。この想定を出しているのは、300万円ぐらいで去年の地価をベースにしているのではないか。それが違うと、絶対違う数字になってくる。大阪市の収入は減るし安ければ安いほど、事業者の質が担保できない懸念があるわけで、高くすればどうなるといったら、当然業者の選定の段階でお金払えるかどうかを見ないといけないのに、これ見たら、直近の3か月の間で滞納とかしていない。これは違うと思う。3年ぐらいの間には滞納がないっていうような厳しいものが必要になると私は思う。

(区) 不動産鑑定については、今年度実施している。当然、今のこの土地での鑑定というところである。将来的にどれぐらいの価値になるのかということも、専門家が考慮した上での算定と考えている。

(地) 結果ではなく、不動産鑑定士がどういう風に計算したか、過程を開示することが必要だと思う。

(区) 内容については、即答で開示できるとは言えないので、そこは確認をさせていただきます。

鑑定をする中での詳細な内容というのは、企業ノウハウもあるかもしれないので、確認する。

(地) 防災の拠点として、7日間とあるが、それは条件に入っているのか。例えば、災害があつてから事業者に協力を要請するのか。どの段階でその点の話を詰めるのか。

災害時避難所として7日間とあるが、実際はそれ以上の期間避難すると思うが。

(区) 例えば、広い駐車場を確保されたようなところでの一時避難場所とか避難所でしたら、あまり大きな影響はない可能性もある。建物内で条件としている面積で、提案した場合には、事業採算ベース等もあるので、その提案内容に応じて、事業者が決まった時に、お話しして決めていくようなことと思う。

この段階で、例えば2週間絶対確保しろということができるかどうかは現時点では何とも言えない。

(地) 今の段階がそういう状態で契約まで進めているということか。

(区) 事業者の提案の内容によってはその可能性があらうかと思う。ただ、条件の中には防災と地域との連携ということは記載しているので、それに寄り添った提案、運営をしていただくことになろうかと思う。

(地) その条件としては基本的には入れることは考えてないのか。

(区) まず一旦、必ず守ってくださいという条件が先ほどの7日間である。

(地) 今の建物運動場、あれ避難地ですね。それから第3公園、あれも避難地、その2つの避難場所を両方とも建物が建つのか。

(区) 第3公園とも西淡路小学校のグラウンドが一時避難場所になっているので、それは大規模な火事が発生した時とか、そういう時に一時的に避難いただく場所、グラウンド、広場である。

避難所と避難場所という2つあり、避難所は生活する場所。ご自宅が半壊

や全壊になってしまって、お住まいが一時的にない方のその一時的な生活の拠点になる場所、建物。

それと避難場所は、一時的に大規模火災とかを避ける場所、避難する場所や建物。今回、もと西淡路小学校は、避難所と避難場所を兼ね合わせた施設である。

避難所としたら 1,345 人の人数を収容できるものを確保していただくことになっている。

(地) 第3公園の周りは老人ホームで全く何も無い。そこに建物は建てられるのか。

(区) 第3公園は一時避難場所のままで 3,700 人受け入れということで、そこは今回の説明と全然関係がないというか。当然、一時避難場所として 2,200 人というのを算出するにあたり、近くに 3,700 人の一時避難場所があるというのは念頭に置いて算出しているが、人数以外に関係ないということはご理解いただけるか。

(地) 今は3階の教室や屋上に避難できるが、今後はできないのか。

(区) 水害時避難ビルという形で、今回開発される事業者の方にも、ちゃんと確保してくださいという条件である。

(地) 一括で売買することはできるのか。

(区) 元々未利用地というのは、大阪市は売り払うというのが大原則であったが、地域の皆さま方の色々なご意見をいただき、今回売り払うのではなく、お貸しするという形に、

(地) でも、大阪市のものと思うが、それを売買してスーパー等ができるのか。

(区) 元々売り払うということだったが、皆さんのご意見もあり、やっぱり売ってしまうと、事業者が好きに開発するというか、言葉が難しいが、地域の方のためにならないのではないかと。

今回、用途としてそのスーパーがダメですということにはなっていないので、事業者がそういうことを提案してくる可能性がないというわけではない。

(地) そこに避難場所の建物とかスーパーが建つとできないではないか。

(区) スーパーをもし建てるという提案が出たとしても、今回の避難場所と

いうのを建物内に確保してくださいという条件になっている。

(地) 禁止条項の中に、住宅は入っているが、例えばホテルは入るか。

(区) ホテルは提案可能。

(地) では、民泊というのは可能ということか。一番問題は民泊である。

1 部屋 4 人のところに 10 人ぐらい入って来る。ホテルは一時宿泊所ですが、民泊を住居みたいに扱われると非常に問題になるから、それでホテルはどうするのか。

(区) 事業用定期借地方式というのは、そもそも土地を貸した場合に、住居権というのがかなり強いということで、そのまま貸しっぱなしになるようなことが多くあり、法改正がされて、事業用定期借地方式という制度ができています。

要は、住居権というのは相当強い権利であるので、それが貸主にとって損にならないような提案ということで、今回住居はできないと。一方でホテルはあくまで事業なので、今回の提案としては可能。

ホテルが民泊のようなことになると、別の次元の話になってくると思う。おそらく国レベルもしくは大阪府がかなり民泊申請を抱えているので、大阪府の施策として今後どうなっていくのかというところと思う。

当然、仮にそういうのができるとなったときに、地域の安全安心が脅かされるような状態になるならば、行政と地域が一体となり、何かしらの対策を考えていく必要があると思う。

(地) そうであれば、国がその法律を決めてから、やったら良いではないか。2 年ぐらいで法律できると思う。

(区) 一方で、少しでも早く活用してほしいという思いもたくさんある中で、先ほど冒頭申し上げたとおり、なんとか今年度中に公募開始したというところで、おっしゃっていただいたところが反映できていないのは大変恐縮であるが、我々としては多くの方々の気持ちも汲んだうえで事業を推進していく。

(地) 年末まで出来上がらないと困る人いるか。そんな 2 年以内に何か決めないといけないと思っている人いるか。0 でしょう。我々いつ言ったんでしょうか、こういう意見を。

(区) 平成 28 年度に閉鎖してからそのままだと言う声は多くいただいておりますので。

(地) それより阪急早せえよという話でしょう。阪急電鉄がやってるわけではない。大阪市が金出して何年経っている。あれの方がよっぽど西淡路地域は大事。水道局の柴島浄水場、あれ何年ほったらかしているのか、あそこ 160 億で誰も買い手が出てこなかったけど、もと西淡路小学校の方がもっと大事なことになるような状態になってる。こんなところよりも、新しく電車も通るは、新幹線が来るは、一番大事なところが大阪市は全然。こんなところでゴチャゴチャ言わない方が良くと思う。だから、国がちゃんと決めるのを待ってからと思うが。

(区) 阪急連続立体交差は建設局が担当している。柴島浄水場の集約化に関しては水道局が担当している。

それぞれの部署が、それぞれ事業推進している。ただ、今回こういった声はあったことは、それぞれ担当には伝える。

もともとの活用していない土地を売り払うということではなく、大阪市としての権利を担保したままでの貸付ということで活用するということでご理解いただきたい。

(地) 価格審査で最終決定というところではあるが、31 ページに提案による点数が記載されているが、この 1 番下のアからエを満たせば、価格提案に移れるということだと。例えばその 95 点と 70 点ぐらいの大きな差が開いたとしても、価格提案に移っていたら、最終は金額で決まるということか。

(区) お見込みの通り。

(地) Bで加点 10 点あるが、これ点数として評価される所あるのか。最終的にはA、B、Cの 100 点と加点合計 10 点で判断する。合計で 100 点と書いてあるが、これ 110 点ということか。

(区) A、B、Cの合計が 100 点。その 100 点の中での足切りがあり、最終的な評価は最後の加点の 10 点も足して評価する。

(地) 運営開始前に地域説明会を開催するとあるがどのような想定なのか。

(区) 12 月 1 日からの契約を締結した事業者が行う。事業者で期間、設計など、色々な決定をされる中で、その運営開始前には地域の皆様にきっちり説明をするということになる。

(地) 事業者が決定したらどんな提案をされたかは、地域にも説明というか、公開をして頂けるということでしょうか。

(区) その通り。当然ながら説明会も事業者に行うよう条件を付けているので、提案があった段階で、どのレベル、どの段階でというのは明確にはお示しできないが、どこかの段階では当然地域の方々にどういう施設かできるだけ速やかには明らかにしたいと思う。

(地) 大切なこと聞き忘れていたが、建物を撤去した間の避難はどうするのか。

(区) 開発事業者決定後の避難先の扱いについては、非常に悩ましいところであるが、今回公募の条件の中で、体育館を有償譲渡にしている。不確定要素として、体育館をそのまま使うということであれば、比較的その期間は短くなったらいいという期待感もある。それも見極めながら、どうしても使えない期間は基本的には近隣の避難所への避難で、地域のルールを考えていただけるように相談をさせていただきたい。

近いところは淡路中学校になるし、そこで受け入れが難しくなってきたら、さらに近隣の南側になると思うが、そちらも視野に入れながら相談をさせていただくと思う。

(地) 災害時の避難所を完備するということは、地方公共団体の義務ですから。

それをおろそかにして契約を進めていくのは、やっぱり役所のどの部局で私ら分からないが、どの部署の会議で決定されたか教えていただけるか。例えば、2000 m²以上の未利用地については、令和5年10月、契約管財局の資料によると必ず会議にかける、と。ただ例外があり、小学校には別のルールがあると。そのように認識しているがそのルールを私達はわかっていないので、教えて頂きたい。

(区) 防災の方は今回公募で初めて内容が明らかになっているということで、それまでは公募に関わることであり、この辺りの避難の話とかは相談できなかったという実状があり、今後速やかにこちらの方から説明会とか、色々A案とかB案とかC案みたいな形で、提起させていただきながら色々ご相談させていただきたい。

(地) 令和5年10月、勉強会で資料にあった、契約管財局の資料から2,000 m²以上の未利用地については必ず会議にかける、と。もと小学校の分については別のルールがある。その資料に載ってなかったので教えていただきたい。

(区) 確認する。

(地) 説明会は住民に近い区役所の方が行っているが、専門的なことは市役所の方々にないとわからない。説明会の時からそういうふうにして

頂けるとありがたい。

(区) 制度所管の職員がということか。

(地) やっぱり専門で検討された方が決められたことはわからないので、そのようにしていただきたい。

防災についても、課長や危機管理室などが防災訓練とかで説明していただけるとか、そんな時にも来てもらえるとありがたい。

(区) ご意見があったことは所管にお伝えする。

他に質問はないか。

本日の説明会については、これにて終了する。

6 閉会